

○新温泉町事業者賃上げ応援奨励金給付要綱

令和8年3月25日
告示第61号

(目的)

第1条 この要綱は、円安、物価高騰、人材獲得競争の激化等により厳しい経営を強いられている状況においても、国の定める最低賃金への引上げ、採用競争力の強化、雇用の維持等のために賃金の引上げを実施する町内の事業者に対し、新温泉町事業者賃上げ応援奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することにより、事業経営への影響を緩和し、賃金と物価の好循環の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 会社以外の法人 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等又は同条第7号の協同組合等
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人
 - ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人（法人税法第2条第7号の協同組合等に該当するものを除く。）
- (3) 事業者 中小企業者及び会社以外の法人をいう。
- (4) 正規従業員 雇用期間の定めがない労働契約により雇用された従業員で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険の被保険者であり、常時使用するものをいう。
- (5) 非正規従業員 正規従業員以外のものであって、週20時間以上の勤務者で、雇用保険法に基づく雇用保険の被保険者であるものをいう。
- (6) 基本給単価 中小企業者が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から賞与及び手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。
- (7) 賃上げ率 賃金の引上げ前後における基本給単価の差額を賃金の引上げ前における基本給単価の額で除して得たものをいう。

(給付対象者)

第3条 奨励金の給付対象者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に別表に掲げる賃上げ率の引上げを行い、その引上げ後の基本給単価により算定した賃金を支給している事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たす者であること。
 - ア 中小企業者 会社にあつては、町内に本店、支店若しくは工場等を置いていること又は個人事業主にあつては、町内に本店を置いていること若しくは町内に住所を有していること。
 - イ 会社以外の法人 町内に主たる事務所を置いていること。
- (2) 今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 令和8年度に、正規従業員及び非正規従業員の賃金引上げを目的とする公的給付を受けていない又は受ける意思がない者であること。
- (4) 町税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う中小企業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。
- (7) 人件費その他の組織運営費について、町から継続的な財政的援助を受けていないこと。
- (8) 法人格のない任意団体でないこと。
- (9) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (10) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (11) 前各号に掲げる要件を満たす者のほか、奨励金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

（対象従業員）

第4条 奨励金の対象となる者（以下「対象従業員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (2) 対象期間中に基本給単価が別表に掲げる賃上げ率により引き上げられたこと。
- (3) 賃金が当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を上回っていること。
- (4) 支給されている手当を合理的な理由なく減額されていないこと。
- (5) 第6条の規定による申請日現在において離職していないこと。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、対象従業員1人当たり25,000円とする。

（奨励金の給付決定）

第6条 奨励金の給付を受けようとする者は、新温泉町事業者賃上げ応援奨励金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和8年4月1日から同年12

月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
- (2) 個人事業主にあっては、令和7年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあっては、住民税の申告書。以下この号において同じ。）及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し
- (3) 賃上げ率算定書（様式第2号）
- (4) 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (5) 対象従業員に係る賃金台帳（賃上げ前後の状況が分かるものに限る。）の写し
- (6) 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し（非正規従業員のみ）
- (7) 町税の完納証明書
- (8) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類
（給付決定及び額の確定）

第7条 町長は、前条の規定により給付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは奨励金の給付を決定し、新温泉町事業者賃上げ応援奨励金決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の給付）

第8条 町長は、前条の規定により奨励金の給付を決定した申請者（以下「受給者」という。）に対し、奨励金を給付するものとする。

2 受給者は、前項の規定により奨励金の給付を受けようとする場合は、新温泉町事業者賃上げ応援奨励金給付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（給付決定の取消し等）

第9条 町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に奨励金を給付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請により奨励金の給付を受けたとき。
- (3) その他町長が奨励金の給付決定の取消しの必要を認めたとき。

（検査等）

第10条 町長は、奨励金の給付に関して必要に応じ、受給者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定により、新たに新温泉町事業者賃上げ応援奨励金（以下「奨励金」という。）の対象となる者がいる場合は、改正前の第6条の規定に基づく申請の有無にかかわらず、給付対象者は、改正後の第6条の規定に基づく申請を行うものとする。

3 改正前の第5条の規定により奨励金の給付を受けた給付対象者のうち、同条の規定による給付上限に達したことにより当該上限を超える額の給付を受けることができなかった給付対象者については、改正後の第6条の規定に基づく申請は、要しないものとする。

4 町長は、前項の規定に該当する給付対象者に対し、改正後の第5条の規定に基づき算定した奨励金の額から既に給付した奨励金の額を差し引いた額について、追加で給付を決定するものとする。